

益子中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を奪ってしまいかねない行為である。さらには、その生徒の心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を与える危険性がある。全ての教職員は「いじめは絶対に許されない」「いじめる側が悪い」ということや「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

1 いじめのない学校づくりに向けて

(1) いじめ未然防止に向けて

- ① 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- ② 生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。
- ③ **教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。**

(2) いじめの早期発見に向けて

- ① いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- ② 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動に注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- ③ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- ④ 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。
- ⑤ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。益子中学校のホームページではいじめの相談通報の窓口は教頭とする。

(3) いじめの早期解決に向けて

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- ② いじめられている生徒を徹底的に守り通す。
- ③ いじめの疑いがあることを認識した場合には、組織的かつ継続的な対応を図る。
- ④ いじめる生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導する。
- ⑤ 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめ解決に向け取り組めるよう努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織及び具体策

(1) いじめ対策委員会《生徒指導委員会と兼ねる》(毎週1回開催)

委員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、養護教諭、保健主事、特別支援教育担当、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、**益子町教育委員会、益子町健康福祉課**

(2) 具体策

① 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の検討
- ・「いじめについて考える集会」の実施
- ・教育相談の実施、内容確認
- ・配慮生徒への支援方針の決定

② 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するための**定期的ないじめアンケート(生徒・月1回)、学校行事後のいじめアンケート(生徒)、保護者へのいじめアンケート(11月)**の実施と結果の分析と共有化
- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの追跡調査及び迅速な対応
- ・情報交換による生徒の状況の確認と情報の共有化

③ 早期解決に向けた対応

ア いじめ対策委員会による調査

いじめ対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

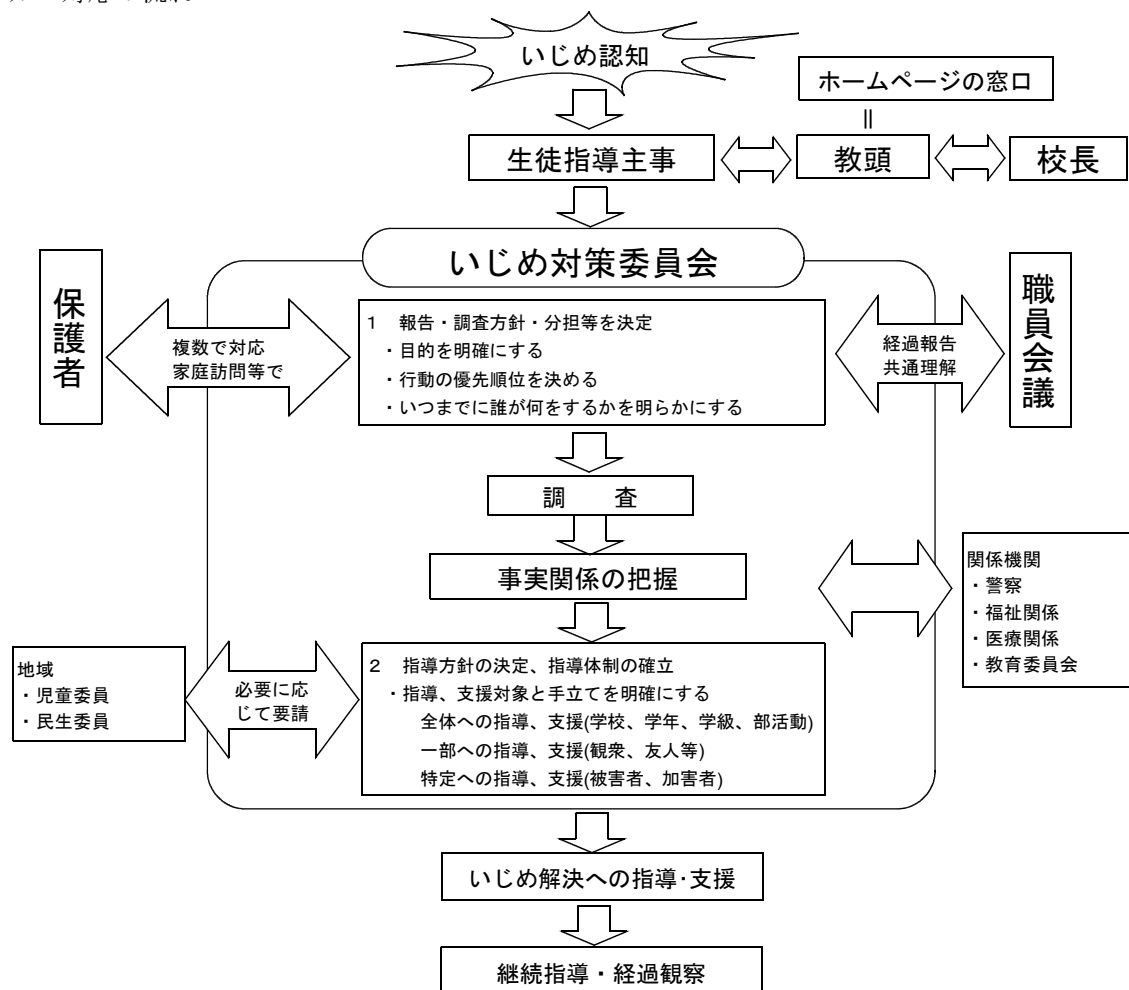
イ 保護者への報告

いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、情報を共有する。

双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

- ウ いじめられている生徒及び保護者への支援
 いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全に教育を受ける権利を確保する。
 いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
 いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分に話し合った上で決定する。
- エ いじめた生徒への指導及び保護者への助言
 いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
 いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。
 生活記録ノート、教育相談などを通して、教員との交流を続けながら、変化や成長を確認していく。
 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。
- オ いじめが起きた集団（観衆・傍観者・無関心者）への働きかけ
 いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てる。
 はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 いじめをやめさせることはできなくても、だれかに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ※ 保護者からの相談や保護者への連絡の際には、互いの情報に間違いがないように、必要に応じて会話を録音する許可を得る。録音したデータに関しては互いに共有することを伝える。

カ 対応の流れ



3 いじめの解消とその他の対応

(1) いじめの解消

① いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことを、いじめられた生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(2) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、町教育委員会と連携しながら情報の削除等を求める。

(3) 警察と連携した対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、真岡警察署と連携して対処する。

(4) 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定 最終改定平成29年3月14日）」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文科科学省）」「栃木県いじめ防止基本方針（平成29年12月改定）」により、以下のとおり対応する。

- ・町教育委員会に報告するとともに、直ちに真岡警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ・当該いじめの対処については、町及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、町及び県教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- ・いじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、随時・適切な方法により、その説明に努める。
- ・当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、臨時保護者会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ・いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。